

令和元年10月3日
府 中 市

令和2年度予算編成方針

1 国及び東京都の予算編成の動向

国は、本年7月31日に閣議決定された「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、「「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、同基本方針2018で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としています。

また、東京都は、令和2年度予算について、「東京2020大会を確実に成功させ、東京が世界で輝き続ける未来を創る予算」と位置付け、「東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げること」、「都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society 5.0の実現に向けた施策など、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること」、「将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディングの視点により無駄の排除を徹底するなど、財政基盤をより強固なものとする」との3つを基本方針に掲げています。

2 令和2年度の見通しと削減目標

国の経済の先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされています。

こうしたなかで本市における令和2年度の歳入の見通しは、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収を見込むものの、市税については横ばいとなっていることに加え、税制改正に伴い令和3年度に掛けて法人市民税の減少が見込まれることから、将来を見据えた事務事業の見直しをしていく必要があります。

ます。

一方、歳出では、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加に加え、扶助費や繰出金などの社会保障関係経費が引き続き増加傾向であり、公共施設の老朽化への対応もしていく必要があります。

これらを考慮した上で、令和2年度一般会計予算における既存の事務事業に係る経費の削減目標額を総額で6億円とします。

3 予算編成の基本的な考え方

- (1) 本市を取り巻く状況や財政見通しを踏まえつつ、「令和2年度の市政運営及び予算編成に関する基本方針」に基づき、第6次府中市総合計画後期基本計画に掲げる施策の積極的な推進を図ります。
- (2) 府中市公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な観点を維持しつつ、公共施設及びインフラの着実な保全を図ります。
- (3) 持続可能な財政構造を維持していくため、財源の確保に努めるとともに、削減目標の達成に向け、経費の削減と事務事業の見直しに取り組みます。

4 予算見積りに当たっての留意事項

(1) 全般

ア 「令和2年度の市政運営及び予算編成に関する基本方針」に掲げる視点により、事務事業を精査し、予算の見積りを行うこととします。

イ 限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、平成30年度の決算状況や今年度の執行状況など、不用額の発生要因を分析し、その縮減に努めることとします。

ウ 議員や監査委員からの指摘事項、採択された請願や陳情、市長への手紙、職員の提案、市議会各会派からの要望事項等については、十分に検討の上適切に対応することとします。

エ 経常的経費は、A経費、B経費、C経費の3区分とし、内訳は次のとおりとします。

- (ア) A経費は、新規事業、レベルアップ事業、見直し事業及び廃止事業とします。
- (イ) B経費は、日額・時間額制会計年度任用職員分を除く人件費、扶助費、公債費、繰出金、府中市補助金等審査委員会において審査する補助金、一部事務組合負担金及び積立金並びに指定管理者委託事業を除いた債務負担行為解消事業とします。
- (ウ) C経費は、A経費及びB経費に属さない経常的経費とします。

(2) A経費

ア 新規事業及びレベルアップ事業は、国及び東京都の積算、過去現在の類似する事務事業、他自治体における実績等を考慮し適正な見積りを行うこととします。

イ 新規事業及びレベルアップ事業は、原則として見直し事業及び廃止事業により生じた財源により実施することとします。

ウ ただし、新規事業及びレベルアップ事業のうち、数年以内の短期間で集中的に取り組む事業については、基金を財源とすることができることとします。

(3) B経費

ア 人件費は、給与の適正化や超過勤務の縮減等のこれまでの取組を予算に反映させるとともに、決算状況などを踏まえ、その抑制を図ることとします。

イ 扶助費及び繰出金は、国や東京都の動向などの情報収集を行うとともに、決算状況などを精査することとします。

ウ 扶助費は、水準や対象の見直しを図るなかで、原則として令和元年度当初予算額の2%増を限度とします。

エ 補助金は、状況の変化を踏まえた必要性、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化の観点から精査を行うこととします。

オ 一部事務組合負担金は、積算根拠を明確にした上で、適正な見積りを行うこととします。

(4) C経費

ア 財源の重点化を図るため、事務事業単位で削減率を定めます。削減率は、令和元年度当初予算対比で、消費税率引上げの平年化分及び会計年度任用職員制度の導入に伴う期末手当の増額分を除き、後期基本計画における重点プロジェクト対象事業は現状維持、主要な事務事業は4%減とし、その他の事務事業は5%減とします。

イ ただし、いずれの区分でも施設管理経費及び後期基本計画に定める行財政運営に関する施策に係る経費は2%減とします。

ウ 各事務事業は、目的や効果を検証し、期待する効果が得られていない場合は、積極的に見直しを図ることとします。

(5) 投資的経費

ア 後期基本計画に基づく事業、債務負担行為解消事業及び安全性などの観点から緊急度の高い事業に係るものを優先することとします。

イ 公共施設マネジメント及びインフラマネジメントの観点を踏まえ、中長

期的な視点で優先順位を定めることとします。

ウ 予算の見積りに当たり民間や他自治体等との比較を行うなど、市場動向を反映させて、コストの縮減に努めることとします。

エ 公共用地の取得は、府中市土地開発公社への公共用地の先行取得の依頼を含めて、後期基本計画において予定されている事業に限ることとします。

(6) 歳入

ア 市税は、税制の動向と社会経済情勢の推移を的確に把握し積算するとともに、徴税努力の効果も反映させることとします。

イ 使用料及び手数料は、原価計算に基づき、適正な受益者負担を図ることとします。

ウ 国庫・都支出金は、国や東京都の予算編成の動向に留意し、制度改正等も含め、可能な限りの財源確保に努めることとします。

エ 市債は、将来の財政負担を考慮して、適正な範囲内の借入れを行うこととします。

オ その他歳入確保のための取組を積極的に行うこととします。

(7) 特別会計等

ア 特別会計は、その設置目的や一般会計からの繰入基準に沿って適正な見積りを行うこととします。

イ 適正な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な歳入確保を図ることとします。

ウ 競走事業は、公営企業会計として適切な経営管理と売上増に努め、収益事業収入を確保することとします。

(8) その他

見積りに当たっては、別に定める予算編成要領及び予算編成基準により積算することとします。